居宅介護支援費の特定事業所集中減算に係る「正当な理由の範囲」についての指針

1. 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合など、サービス事業所が少数である場合。
2. 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合。
3. 判定期間の１月あたりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下であるなど事業所が小規模である場合。
4. 判定期間の１月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が１月当たり平均１０件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合。
5. サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合。

ア　紹介率最高法人が市町である場合

1. その他正当な理由と市長が認めた場合

ア　判定期間中にやむなく廃止、休止となった居宅介護支援事業所から引き継いで、当該事業所において居宅介護支援をすることとなった場合（経緯が明らかとなる書面の提示が必要）

→該当するケースを除いて計算した結果、８０％以下である場合は減算を適用しない。

イ　サービスの提供にあたって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、特定の事業者に集中していると認められる場合（支援経過記録等、挙証資料の提示が必要）

→該当するケースを除いて再計算した結果、８０％以下である場合は減算を適用しない。

ウ　適切なケアマネジメントを行った結果と確認できる場合

・適切なアセスメントにより利用者のニーズを把握し、ニーズに対応可能な複数の事業所を提示し、利用者の主体的かつ具体的な希望による選択ということが確認できる挙証資料の提出が必要。（事業所のパンフレット、情報の公表システム、事業所リスト等どのように説明、紹介したか。支援経過記録等に残している等。）

→該当するケースを除いて計算した結果、８０％以下である場合は減算を適用しない。